



事務連絡
令和3年3月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

酸素の価格について

酸素の価格については、今般、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和3年厚生労働省告示第159号。以下単に「告示」という。）が公布され、令和3年4月1日から適用されることに伴い、「「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」の一部改正について」（令和3年3月31日付け保医発0331第1号）により、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号、以下「留意事項通知」という。）の一部改正について、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を依頼したところですが、これに伴う事務の取扱いについては下記のとおりとしますので、遺漏なきようご対応をお願いいたします。

記

- 令和3年4月1日からの旧過疎地域の酸素の価格について
令和3年3月31日において過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当した地域（以下「旧過疎地域」という。）については、令和4年3月31日までの間に限り、告示附則第2条の規定による経過措置の対象となりますので、当該地域における保険医療機関については、既に決定している令和3年度の酸素の単価を変更する必要はありません。
令和4年度以降の酸素の単価については、適切に処理を行ってください。

2 令和3年4月1日からの新過疎地域の酸素の価格について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の施行に伴い、令和3年4月1日より新たに過疎地域となる地域(以下「新過疎地域」という。)における保険医療機関の酸素の価格について、既に令和3年度の酸素の単価を、新過疎地域以外の一般地域の単価の上限額に基づき決定している場合には、新過疎地域の単価の上限額を適用できるため、訂正が必要となる保険医療機関が生じます。

保険医療機関等管理システムにより速やかに訂正処理を行った上で、当該保険医療機関の訂正後の酸素の単価等について、審査支払機関及び保険者に情報提供を行ってください。

3 新規又は区分の変更により令和3年度中に酸素の単価を決定する場合

留意事項通知の別添1第2章第9部第2節J201酸素加算(7)に基づき、令和3年度中に新たに酸素の単価を決定する場合においても、旧過疎地域については、令和4年3月31日までの間に限り、告示附則第2条の規定による経過措置の対象となることに留意の上、適切に処理を行ってください。

4 保険医療機関へのお知らせについて

令和3年4月診療分以降のレセプト請求に関して混乱が生じないように、HPでの掲載等により周知徹底をお願いいたします。